

公益財団法人松本文化芸術振興財団  
助成金事業等助成金交付要綱

公益財団法人 松本文化芸術振興財団

## 公益財団法人松本文化芸術振興財団助成事業等助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人松本文化芸術振興財団(以下、「財団」という。)が、財団定款第4条の規程により、子供美術展の活動を推進するために行う事業等に要する経費や奨励賞の一部を財団が援助し、もって福岡県の子供の文化芸術の向上に寄与することを目的とする。

### (助成対象事業及び助成対象経費)

第2条 理事長は、幼児・小学校の子供を対象とした子供美術展等の主催者団体等が実施する事業(以下、「助成対象事業」という。)に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

### (助成金の交付申請)

第3条 この助成金の交付を受けようとする子供美術展等の主催者団体等は、助成金交付申請書(別途様式)に次の書類を添えて、別途定められた日までに理事長に提出しなければならない。

- (1)事業実施計画書(別途様式)
- (2)事業実施収支予算書(別途様式)

### (助成金の交付の決定及び通知)

第4条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、助成金の交付の決定をするとともに、助成金交付の申請をした子供美術展主催者団体等(以下「助成金対象事業者」という。)に通知するものとする。

### (事業計画の変更)

第5条 助成金対象事業者は、助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ理事長の承認(別途様式)を受けなければならない。  
ただし、交付の決定に係る助成金の額に変更をきたさない程度の軽微な場合についてはこの限りではない。

### (事業実施報告書の提出)

第6条 助成金対象事業者は、助成対象事業が完了したときは完了後3ヶ月以内に助成金対象事業実施報告書(別途様式)に次の書類を添えて、理事長に提出しなけ

なければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業実施収支決算書

また、助成対象事業に関して公表の際は、「公益財団法人松本文化芸術振興財団」の助成の旨を明らかにすることとする。

(助成金の返還)

第7条 理事長は、助成金対象事業者が次のいずれかに該当するときは助成金の額を減額し、一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 交付した助成金を目的以外の用途に使用した場合
- (2) 事業計画の変更の承認を事前に受けなかった場合
- (3) その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

(帳簿及びその証拠書類の保管)

第8条 助成金対象事業者は、助成対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿を整理し、助成対象事業の完了した日の属する翌年度から5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、公益財団法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。